

# 滋賀県公立学校における1人1台端末整備共同調達支援業務に係る仕様書

## 1 委託業務名

滋賀県公立学校における1人1台端末整備共同調達支援業務

## 2 業務目的

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、1人1台端末の更新に係る共同調達を行うための共同調達会議および共同調達に向けた業務の円滑な運営や滋賀県におけるGIGAスクール構想の実現に向けた必要な支援を実施する。

## 3 業務期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務履行場所

県が指定又は承認した場所

## 5 業務内容

本業務の受託者は、以下の項目について業務を行う。

### (1) 共同調達会議運営支援

共同調達会議（協議会・幹事会・事業部会・作業部会）の運営に係る全ての業務（詳細は以下のとおり）を行うこと。なお、共同調達会議は、県と19市町で構成する端末調達に向けた会議体を指すものとし、共同調達会議には県および全ての市町の参加を原則とする。

- ・共同調達会議の実施にあたっては、受託者が県と調整のうえ、会議の日程、会議内容、開催方法、開催場所等を決定すること。決定後は、開催日時の通知等は県で実施するが、開催場所確保や必要な機材等の手配や準備は受託者が実施すること。なお、1回の会議は30人程度の参加を見込んでいる。
- ・開催日時等の通知文作成、会議内容の提案、会議資料の作成、必要に応じて事前調査の結果集約・集計を行うこと。
- ・共同調達会議の開催方法については、事業部会および作業部会は参集を主とし、協議会および幹事会はオンライン開催を主とする。
- ・受託者は、共同調達会議当日は事務局として出席し、司会を含め会議運営全般を行うこと。また、参集の場合は現地にて運営を行うこと。
- ・議事録を作成し、共同調達会議後5開庁日以内に県に提出すること。

参考：令和6年度共同調達会議実施回数 協議会2回（県市町教育長対象）、幹事会3回（県市町課長等対象）、事業部会および作業部会7回（県市町実務担当者対象）

令和7年度1人1台端末共同調達プロポーザル実施日 令和7年4月30日～令和7年5月2日

## (2) 令和8年度共同調達に係る共通仕様書、実施要領等作成支援

令和8年度共同調達に係る共通仕様書、実施要領等の作成支援を行うこと。

- ・対象となるOSは最大3つとする。
- ・令和8年度の共同調達の執行方法および共通仕様書等一式は令和7年度共同調達での執行方法および共通仕様書等を基本とし、事業部会等で協議、正式決定のうえ令和8年度分の作成を行うこととする。
- ・オプトアウトを希望する市町についても市町の希望に応じて支援を行うこと。
- ・令和8年度共同調達は令和8年4月以降の実施を予定しているが、令和7年8月末までに共通仕様書（案）を作成すること。

参考：令和7年4月時点における令和8年度共同調達参加予定市町数は4市町であるが、共通仕様書の作成に係る会議には、全市町の参加を予定している。

## (3) 共同調達に係る県および市町への支援

県および市町に対し以下の支援を行うこと。

- ・令和7年度に調達する県および市町の補助金申請手続きに係る県の審査（書類確認等）の支援。
- ・令和7年度共同調達に係る、契約締結業者と県および市町への手続きや納品までの支援。
- ・県および市町の担当者からの質疑に対する支援
- ・その他、県および市町への必要な支援を適宜行うこと。  
（県及び市町への支援の例）
  - ・端末調達後を見据えた端末活用に向けた支援
  - ・文部科学省の共同調達に関する資料に係る県や市町の質問に対する該当箇所や資料の回答
  - ・県や受託者が作成した共同調達に関する資料に係る市町の質問に対する回答
  - ・令和6年度に全自治体が策定・公表した各種計画の遂行に有用な全国の好事例の提供
  - ・令和6年度に全自治体が策定・公表した各種計画における見直し、改善の支援

参考：令和7年4月時点における令和7年度に調達を実施する予定の県および市町の数  
は14県市町である。

## (4) 定例報告、その他打ち合わせの実施

本業務の円滑な実施を図るため、県との定例報告（進捗状況及び課題管理状況等）等を実施すること。なお、会議実施後は議事録を作成し、県に提出すること。

## 6 成果物

成果物は以下のとおりとし、電子データ（CD-R 又は DVD-R 等）で提出すること。なお、原本のファイルフォーマットは、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint）で読み込みできるように作成し、PDF ファイルは Adobe Reader で読み込み可能なデータ形式とすること。

また、これ以外に県と協議のうえで必要と認められる場合は、別途中間成果物として納品を行うこと。必要となる中間成果物及の詳細は県と協議のうえ決定するものとする。なお、コンピュータウイルスチェックを確実にし、安全を確認してから納品すること。

納品場所は、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課とする。

番号	成果物	納期
1	プロジェクト計画書	契約締結日から 10 開庁日以内
2	共同調達会議実施計画	契約締結日から 10 開庁日以内
3	共同調達会議資料	会議開催の都度
4	共同調達会議議事録	会議開催後 5 開庁日以内
5	共同調達に係る共通仕様書（案） （共同調達に係る各種概要資料、共同調達に係る県及び市町村の支援資料等を含む）	契約後示す
6	共同調達に係る実施要領等、執行方法に応じた業者決定に係る資料一式	契約後示す
7	課題管理表	契約後示す
8	その他、打ち合わせ議事録等	その都度、実施後 5 開庁日以内

## 7 委託要件

- (1) 本業務を実施する組織・部門において、プライバシーマーク（P マーク）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO/IEC27001、JIS Q27001、のいずれかに関する情報セキュリティ規格を企画提案書提出時点で取得していること。
  - (2) 教育現場におけるシステムや端末調達業務に精通しており、適切な技術支援が実施できること。
  - (3) 令和 2 年度を含む過去 5 年間で学習用端末共同調達支援業務を受託した実績を有すること。
- ※（1）および（3）について、要件を満たすことがわかる契約書や業務計画書等、証明できる書類を提案書に含めること。

## 8 機密保護・個人情報保護に関すること

- (1) 本業務を落札した事業者は、本県の令和 8 年度公立学校学習用端末共同調達案件を受託することおよびその受託者から再委託を受けることはできないものとする。ここでいう事業者の範囲は、グループ会社、関係会社、出資先等を含むものとする。
- (2) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (4) 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 本業務で新たに作成された成果物の著作権は、県および市町に帰属するものとする。

## 9 その他

- (1) 本事業において受託者は、文部科学省や県の GIGA スクール構想の実現や、共同調達に関する各種資料について理解した上で業務を行うこと。  
 なお、県が所持する共同調達に関する関係資料については、契約締結後、適宜提供する。
- (2) 本事業において受託者は、共同調達に関わる様々な関係機関と主体的に調整を行うこと。

- (3) 本委託業務の全部または一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、県に報告、および承認を受けること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (5) その他、委託業務に内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。
- (6) 提案書には、県が行う内容と受託者が行う内容を明確に示すこと。